

別紙⑦ マイクロプラスチック調査計画(概要)

1 調査概要

1.1 準拠するガイドライン

本調査は「河川・湖沼マイクロプラスチック調査ガイドライン」(環境省水・大気環境局 海洋環境課 海洋プラスチック汚染対策室 令和7年7月)に準拠して実施する。

1.2 調査対象とするマイクロプラスチック

本調査が対象とするマイクロプラスチックは河川水中の 5mm 未満のプラスチック片・繊維とする。

2 調査方法・時期

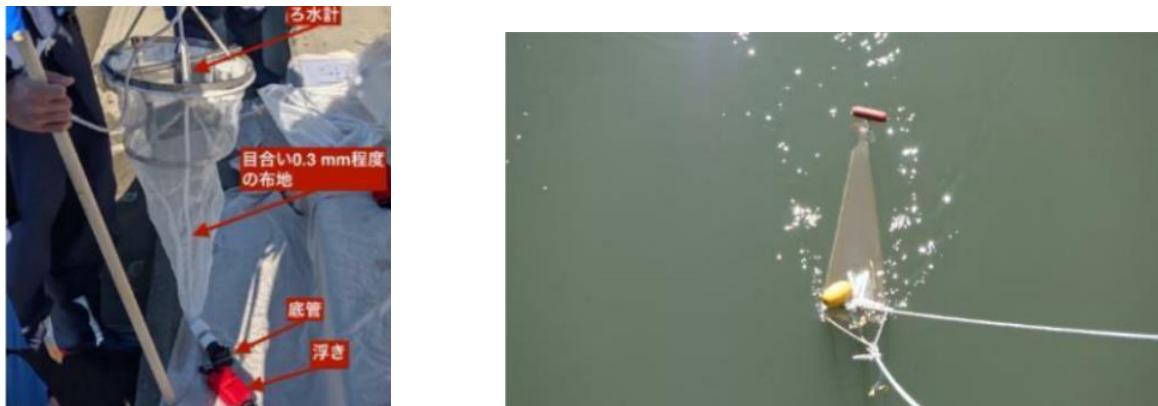
2.1 調査地点・時期

調査地点は、本施設からの排水河川となる次郎九朗川における代表地点（1 地点：位置は他の水質調査地点に同じ）において、2回（冬季・夏季）調査を行う。

2.2 採取に用いる機材等

採取用ネットとしてプランクトンネットを用いる。

口径 30cm の短円錐型のプランクトンネット(目開きの大きさは 0.3mm 程度)の開口部にろ水計、ネットの末端にゴムや金属製の底管を取り付け試料採取用の機材とする。



※河川・湖沼マイクロプラスチック調査ガイドライン(令和7年7月 環境省水・大気環境局 海洋環境課 海洋プラスチック汚染対策室)より引用

図 2-1 プランクトンネット(左:プランクトンネットの例、右:調査例)

2.3 採取位置

採取位置は、原則、河川の流心(最も流れのはやすい場所)とし、河川内に立ち入って採取用ネットを浸水させることで試料採取を行う。

2.4 試料採取

採取用ネットの底管(コットエンド)が閉まっていることを確認した上で、河川内に沈め、ろ水量の合計が 10~20m³ 以上になるまで保持する。

2.5 マイクロプラスチックの分析

採取した試料について、マイクロプラスチックの個数、識別（種類）、質量計測を行う。